

○国土交通省告示第五百十四号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十三項及び第十八条の二十三の二第一項の規定に基づき、昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を次のように改正する。

平成二十年四月三十日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

「第四十一条の三の二第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第十八条の二十一第十五項」を「第十八条の二十一第十三項」に、「又は」を「、同項第六号に規定する修繕若しくは模様替、」に改め、「第二十六条の三第四項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替」の下に「、同条第六項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第十七項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替」を加える。

別表を次のように改める。

増改築等工事証明書

証明申請者		住 所		
		氏 名		
家屋番号及び所在地				
工事の種別及び内容	第26条第19項に規定する工事の種別	第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替	
		第2号工事	1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替	
		第3号工事	次のいずれかの一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下	
		第4号工事	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準	
		第5号工事	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替	
		第6号工事	エネルギーの使用の合理化に資する次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 2 窓の断熱性を相当程度高める工事 3 窓の断熱性を著しく高める工事 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事	
		地域の区分	1 I 地域 2 II 地域 3 III 地域 4 IV 地域 5 V 地域 6 VI 地域	
		改修工事前の住宅が相当する省エネルギー対策等級	1 等級 3 2 等級 2 3 等級 1	
	第26条の3第4項に規定する改修工事（高齢者等居住改修工事等）	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替		
	第26条の3第6項に規定する改修工事（特定断熱改修工事等）	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 2 窓の断熱性を相当程度高める工事 3 窓の断熱性を著しく高める工事 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事		
		地域の区分	1 I 地域 2 II 地域 3 III 地域 4 IV 地域 5 V 地域 6 VI 地域	
		改修工事前の住宅が相当する省エネルギー対策等級	1 等級 3 2 等級 2 3 等級 1	
	第26条の3第17	エネルギーの使用の合理化に資する次のいずれかに該当する増築、改築		

	項に規定する改修工事（断熱改修工事等）	、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 2 窓の断熱性を相当程度高める工事 3 窓の断熱性を著しく高める工事 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事					
		地域の区分			1 I 地域 4 IV 地域	2 II 地域 5 V 地域	3 III 地域 6 VI 地域
		改修工事前の住宅が相当する省エネルギー対策等級			1 等級 2	2 等級 1	
	工事の内容						
摘要							

上記の工事が租税特別措置法施行令第26条第19項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、第26条の3第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第6項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第17項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替に該当することを証明します。

租税特別措置法第41条の3の2第1項に規定する増改築等を行った場合の費用の額に関し、確認した内容は次のとおりです。

1	高齢者等居住改修工事等を含む増改築等工事の費用の額（全体工事費）	円
2	高齢者等居住改修工事等の費用の額	円
3	地方公共団体の補助金等の交付又は居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費の給付の対象となる高齢者等居住改修工事等の実施の有無	有 無
「有」の場合	(1) 地方公共団体から交付される補助金等の額	円
	(2) 地方公共団体から給付される居宅介護住宅改修費の額又は介護予防住宅改修費の額	円
4	2 から 3 (1) 及び 3 (2) の合計額を差し引いた額	円
5	特定断熱改修工事等の費用の額	円
6	4 （30万円を超える場合）及び 5 （30万円を超える場合）の合計額	円

租税特別措置法第41条の3の2第4項に規定する増改築等を行った場合の費用の額に関し、確認した内容は次のとおりです。

1	特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等を含む増改築等工事の費用の額（全体工事費）	円
2	特定断熱改修工事等の費用の額	円
3	断熱改修工事等の費用の額	円

証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関	氏名又は名称		印		
	住 所				
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号		
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)		
	指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合	指定・登録年月日及び指定・登録番号			
指定・登録をした者					
建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所	名 称				
	所 在 地				
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別				
	登録年月日及び登録番号				
指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名				
	住 所				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者の場合			登 録 番 号	
登録を受けた地方整備局等名					
登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名				
	住 所				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付		
			合格通知番号又は合格証書番号		

(用紙 日本工業規格 A4)

備 考

- 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番

号及び所在地を記載すること。

3 「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

(1) 「第26条第19項に規定する工事の種別」の欄には、以下により記載するものとする。

① 「第1号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第26条第19項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

② 「第2号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第19項第2号に規定する修繕又は模様替であって次に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

イ 床の過半の修繕又は模様替 床（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行うもの

ロ 階段の過半の修繕又は模様替 主要構造部である階段の過半について行うもの

ハ 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行うもの（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）

ニ 壁の過半の修繕又は模様替 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行うもの（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）

③ 「第3号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第19項第3号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

④ 「第4号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第19項第4号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

⑤ 「第5号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第19項第5号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

⑥ 「第6号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第19項第6号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号。以下「建築主等の判断の基準」という。）別表第1に掲げる地域の区分におけるⅥ地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1）を○で囲むものとする。また、同欄中「地域の区分」の欄には、建築主等の判断の基準別表第1に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとし、同欄中「改修工事前の住宅の省エネルギー対策等級」の欄には、改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号。）別表1の（い）項に掲げる「5－1省エネルギー対策等級」を○で囲むものとする。

(2) 「第26条の3第4項に規定する改修工事（高齢者等居住改修工事等）」の欄には、証明申請者が租税特別措置法第41条の3の2第1項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の3第4項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

(3) 「第26条の3第6項に規定する改修工事（特定断熱改修工事等）」の欄には、証明申請者が租税特別措置法第41条の3の2第1項又は第4項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の3第6項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（建築主等の判断の基準別表第1に掲げる地域の区分におけるⅥ地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1）を○で囲むものとする。また、同欄中「地域の区分」の欄には、建築主等の判断の基準別表第1に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとし、同欄中「改修工事前の住宅の省エネルギー対策等級」の欄には、改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表1の（い）項に掲げる「5－1省エネルギー対策等級」を○で囲むものとする。

(4) 「第26条の3第17項に規定する改修工事（断熱改修工事等）」の欄には、証明申請者が租税特別措置法第41条の3の2第4項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の3第17項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（建築主等の判断の基準別表第1に掲げる地域の区分におけるⅥ地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1）を○で囲むものとする。また、同欄中「地域の区分」の欄には、建築主等の判

断の基準別表第1に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとし、同欄中「改修工事前の住宅の省エネルギー対策等級」の欄には、改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表1の(い)項に掲げる「5-1省エネルギー対策等級」を○で囲むものとする。

- (5) 「工事の内容」の欄には、当該工事が施行令第26条第19項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、第26条の3第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第6項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第17項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。
- 4 租税特別措置法第41条の3の2第1項に規定する増改築等を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。
 - (1) 「高齢者等居住改修工事等を含む増改築等工事の費用の額(全体工事費)」の欄には、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の全体の費用の額を記載するものとする。
 - (2) 「高齢者等居住改修工事等の費用の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等の1～8のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
 - (3) 「地方公共団体の補助金等の交付又は居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費の給付の対象となる高齢者等居住改修工事等の実施の有無」の欄には、実施された高齢者等居住改修工事等に、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から交付される補助金その他これに準ずるものの交付、住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から給付される介護保険法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は同法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費の給付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
 - ① 「「有」の場合」の「(1) 地方公共団体から交付される補助金等の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から交付される補助金その他これに準ずるものの額を記載するものとする。
 - ② 「「有」の場合」の「(2) 地方公共団体から給付される居宅介護住宅改修費の額又は介護予防住宅改修費の額」の欄には、住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から給付される介護保険法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費の額又は同法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費の額を記載するものとする。
 - (4) 「2から3(1)及び3(2)の合計額を差し引いた額」の欄には、「高齢者等居住改修工事等の費用の額」から「地方公共団体から交付される補助金等の額」及び「地方公共団体から給付される居宅介護住宅改修費の額又は介護予防住宅改修費の額」の合計額を差し引いた額を記載するものとする。
 - (5) 「特定断熱改修工事等の費用の額」の欄には、特定断熱改修工事等の1～6のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
 - (6) 「4(30万円を超える場合)及び5(30万円を超える場合)の合計額」の欄には、「2から3(1)及び3(2)の合計額を差し引いた額(30万円を超える場合)及び「特定断熱改修工事等の費用の額(30万円を超える場合)の合計額を記載するものとする。
- 5 租税特別措置法第41条の3の2第4項に規定する増改築等を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。
 - (1) 「特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等を含む増改築等工事の費用の額(全体工事費)」の欄には、特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の全体の費用の額を記載するものとする。
 - (2) 「特定断熱改修工事等の費用の額」の欄には、特定断熱改修工事等の1～6のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
 - (3) 「断熱改修工事等の費用の額」の欄には、断熱改修工事等の1～6のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
- 6 「証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関」の欄には、当該工事が施行令第26条第19項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、第26条の3第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第6項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第17項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替であることにつき証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関について次により記載すること。
 - (1) 「氏名又は名称」及び「住所」の欄には、建築士が証明した場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準

- 法第77条の18第1項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた氏名又は名称及び住所（登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った氏名又は名称及び住所）を記載するものとする。
- (2) 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- (3) 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。
- (4) 「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- (5) 「指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合」の「指定・登録年月日及び指定・登録番号」及び「指定・登録をした者」の欄には、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。
- 7 「建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。
- 8 「指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が施行令第26条第19項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替又は第26条の3第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替に該当することにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。
- (1) 「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名及び住所を記載するものとする。
- (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- (4) 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。
- 9 「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が施行令第26条第19項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替又は第26条の3第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替に該当することにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。
- (1) 「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条より通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

- (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- (4) 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

附 則

この告示は、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年財務省令第三十号）の施行の日から施行する。